

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
第一種特定化学物質	製品	第一種特定化学物質	製品
<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 ペルフルオロ（ヘキサノール）スルホン酸（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカン）スルホン酸（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）</p> <p>（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。</p>		<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。</p>	

一〇十 (略)	十一 P F O S 又は その塩	十二〇十八 (略)	十九 P F H x S 若 しくはその異性体 又はこれらの塩
(略)	一〇四 (略) 五 メッキ用の表面処理剤及びその 調製添加剤 六〇十二 (略)	(略)	一 はつ水性能又ははつ油性能を与 えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエッチ ング剤 三 半導体の製造に使用するエッチ ング剤 四 メッキ用の表面処理剤及びその 調製添加剤 五 半導体の製造に使用する反射防 止剤 六 半導体用のレジスト 七 はつ水剤、はつ油剤及び繊維保 護剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び 泡消火薬剤 九 はつ水性能又ははつ油性能を与

一〇十 (略)	十一 P F O S 又は その塩	十二〇十八 (略)	(新設)
(略)	一〇四 (略) 五 メッキ用の表面処理剤又はその 調製添加剤 六〇十二 (略)	(略)	(新設)

えるための処理をした衣服
 十 はつ水性能又ははつ油性能を与
 えるための処理をした床敷物

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製	品
(略)	(略)	
PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	

えるための処理をした衣服
 十 はつ水性能又ははつ油性能を与
 えるための処理をした床敷物

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製	品
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	